

令和5年度

(令和4年度実績)

児童相談所の状況

三重県児童相談センター

は じ め に

児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する行政機関です。

こうした要請に応えるため、三重県では、県内6か所の児童相談所と、各児童相談所と連携しこれをバックアップする児童相談センターにより、県全体の児童虐待防止対策の推進、児童相談体制の強化等に取り組んでいます。

こうしたなか、昨年度（令和4年度）の三重県の児童虐待相談対応件数は2,408件、前年度比で261件（12.2%）の増となり、過去最多となりました。

また、去る5月26日、津市で4歳の女兒が死亡する事件（2023年津事例）が発生しました。

児童相談所が関わりながら、尊い子どもの命を守ることができなかったことは、たいへん重く受け止めており、たいへん残念なことと考えています。

過去の教訓を糧に、市町連携推進、法的対応強化やAI技術を活用した児童虐待対応支援システムを導入するなど、考え得るあらゆる対策を講じてきましたが、リスク認識や関係機関との連携などで様々な課題が見えてきました。

7月4日には、第三者委員会である「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会」を設置し、本事案に関してどのようなところに問題があり、どういった改善を行っていくべきか検討いただいているところです。

また、7月11日には、知事をトップとする三重県児童虐待防止対応検討会議が設置され、検証委員会の報告書が提出されるまでの間、新たな事案の発生を防ぐため、すぐ実施できる対応策について、関係各部が連携して速やかに検討・実施することとなり、7月21日の第2回会議において（1）児童本人の安全を対面で確認することの徹底、（2）一時保護の機会を逃さないリスク再評価の実施、（3）リスク評価にかかる総合判断力の強化、（4）関係機関との連携強化による安全確認体制の構築が決定されました。

これらの取組においては、私たち職員一人ひとりが本事案を振り返り、自分事としてとらえ、どんな対応ができたか、必要だったかを、まずは熟考し共有しなければなりません。

そのうえで、リスクの再評価や関係機関との連携のあり方を見直し、着実に実施してまいります。

最後になりましたが、本冊を児童福祉推進の資料として、広く活用していただければ幸いです。

令和5年8月

三重県児童相談センター

所長 中澤 和哉

目 次

I 児童相談センター

1	児童相談センター設立の経過と組織	1
2	児童相談センター各室（課）の主な業務	4
(1)	総務・家庭児童支援室 総務調整課	4
(2)	総務・家庭児童支援室 家庭児童支援課	4
(3)	児童相談強化支援室	4
(4)	一時保護室	4
3	児童相談センター組織図	5
4	児童相談センター各室の職員数	6
5	児童相談センターの主な取組	8
(1)	市町支援の取組	8
(2)	人材育成への取組	12
(3)	アセスメントツール活用強化事業	15
(4)	児童虐待進行管理モニター強化事業	15
(5)	警察と児童相談所との連携強化	15
(6)	里親委託推進に向けた取組	15
6	児童相談所管内別基礎データ	17
7	児童相談業務の流れ	18
8	児童相談の種類及び主な内容	19

II 児童相談の状況

1	相談受付の状況	20
(1)	児童相談所別・通告経路別件数	20
(2)	年度別・種類別件数	21
(3)	市町における児童家庭相談受付件数＜参考＞	22
(4)	種類別・年齢別件数	23
2	相談対応の状況	24
(1)	種類別・対応別件数	24
3	一時保護の状況	25
(1)	種類別・年齢別受付対応件数（所内保護分）	25
(2)	対応別保護延べ日数（所内保護分）	26
(3)	年度別・年齢別受付対応件数（所内保護分）	26
(4)	一時保護対応件数（委託保護分）	27
4	児童福祉施設入所児童数	28

Ⅲ 相談種別別対応件数等の状況	
1 養護相談の状況	29
(1) 養護理由別対応件数	29
(2) 虐待相談の対応状況	31
2 非行関係相談の状況	34
(1) ぐ犯、触法行為別・年齢別受付件数	34
3 不登校相談の状況	36
(1) 年度別・学年別受付件数	36
(2) 児童相談所別対応件数	36
Ⅳ 里親の状況	
1 児童相談所別里親登録数	37
2 委託児童数	37
(1) 児童相談所別委託児童数	37
(2) 年度別里親登録数、委託児童数	37
3 里親委託率	37
Ⅴ 青少年健全育成	
1 立入調査実施状況	38
2 協力店舗状況	38
<参考>	
三重県児童福祉施設一覧表	39

I 児童相談センター

児童相談センターは、児童相談所を取り巻く状況の変化に対応するため、平成17年4月1日に設立されました。

1 児童相談センター設立の経過と組織

令和5年4月1日現在

(1) 保健所、福祉事務所、児童相談所の統合

平成10年4月に、県民局の充実強化、組織の総合化という流れのなかで、保健所(11)、福祉事務所(7)、児童相談所(5)を統合し、9つの「生活創造圏」ごとに県民局保健福祉部が設置されました。

また、組織のフラット化による意思決定の迅速化、組織をできるだけ大括りにすることによる柔軟な組織運営、職員の能力の有効活用を趣旨とした「係」制に代わる「グループ」制が導入されました。

従来5児童相談所は、県民局保健福祉部児童グループとなり、所長は児童監として兼務することになりました。児童相談所がない県民局の保健福祉部には、保健福祉グループが設置され、児童相談所機能の一部を担当することとなりました。

(2) 課の廃止とチームの設置

平成14年4月全庁的に課を廃止し、チーム制を導入することになり、県民局保健福祉部においても、児童グループは児童相談チームとなり、所長はチームマネージャーを兼務することとなりました。

その際、業務内容についても検討され、

- 北勢、中央児童相談所は、危機介入を中心とした、より専門性や要保護性の高い、養護相談、虐待相談、非行相談、不登校相談に専門特化した機能をもつ児童相談チームとして設置されました。
- 県民局保健福祉部保健福祉グループは、子育て支援グループとして、児童相談所から児童の発達・障害相談機能の移管を受け、母子保健、母子寡婦福祉、女性相談(DV相談)、保育所事務を受け持つ「児童に関する保健・福祉の総合的なサービス提供窓口」として設置されました。
- 他の3児童相談所については、児童相談チームと子育て支援グループの機能を併せ持つ児童家庭チームとして設置されました。

平成16年4月からチームは「室」と名称が変更されました。

(3) 児童相談センターの設置

急増する児童虐待等に対応する児童相談所として、次のような問題点が指摘されてきました。

- 児童虐待に対応する専門的人材が不足していること。
- 児童虐待等の困難事例が急増するなかで、技術的、人材的に現行の県民局別の児童相談所での業務体制に限界が目立ってきたこと。
- 児童福祉法の改正で、市町村が児童相談の第一義的相談窓口の役割を担う等、児童相談の役割分担化、専門化が進められるなかで、全県的に児童相談体制をリードする企画調整機能が必要とされたこと。
- バックアップ体制不足による児童相談所職員の過度の心理的負担が増加したこと。
- 中長期的な児童相談体制を支える人材の育成とスキルの蓄積が必要とされたこと。
- 施設入所児童の自立支援のための十分なフォローが必要とされたこと。

これらの問題に対応するための見直しの方向性として、

- 三重県の児童相談所の専門性向上や効率的サービスの提供を自ら考え、実施する

仕組みづくり。

- 全児童相談所を一体的、地域横断的にマネジメントできる体制づくり。
- 児童相談現場への助言・指導等が支援できる体制づくり。
- 子どもの危機管理的対応、困難ケースへの対応強化等、児童の安全確保と保護を適切に対応できる体制づくり。
- 新たな行政需要に対応できる体制づくり。

等について検討を行いました。

検討の結果、児童相談の実施に係る全ての権限を有する、県民局から独立した単独地域機関として、平成17年4月、三重県児童相談センターを設置することとしました。

- 児童相談センターには、総務・企画調整室、家庭自立支援室、虐待対策支援室、一時保護室の4室を置き、職員はどれかの室に配属されました。
- 室に配属された職員は、児童相談所に駐在して児童相談業務を担当することとしました。
- 児童相談所長は、総務・企画調整室に配属されますが、業務は各児童相談所において職員を統括し、ケースの進行管理を行い、法に定められた権限を行使することとしました。
- 児童相談センターが全児童相談所の中央機能を担うこととなったため、従来の中央児童相談所を中勢児童相談所と名称変更しました。
- 県民局子育て支援グループは廃止し、経過的な処置として児童相談所職員が保健福祉部職員を兼務して県民局保健福祉部に駐在し、従来の児童相談と法改正による市町村における相談業務の支援を行うこととしました。

(4) 保健福祉部職員兼務の廃止

平成18年度の組織改編により、児童相談所職員の保健福祉部兼務はなくなり、児童相談は児童相談所において対応することとなりました。

(5) 児童相談センターの組織見直し（現在の各室の主な業務内容は4頁参照）

- 平成20年度
 - ・ 児童虐待ケースに対するよりの確な対応、家族再生支援業務の推進、児童福祉司の専門性の強化や育成等を図るため、「家庭自立支援室」と「虐待対策支援室」の二室を「家庭自立支援室」と「児童自立支援室」の二室に再編しました。
 - ・ 北勢及び中勢児童相談所の「家庭支援課」と「虐待対応課」を統合し、「家庭自立支援一課」「家庭自立支援二課」「児童自立支援課」の三課を設置しました。
- 平成21年度
 - ・ 「家庭自立支援室」と「児童自立支援室」を統合し「家庭児童自立支援室」を設置しました。
 - ・ 北勢及び中勢児童相談所の課名を「家庭児童支援一課」「家庭児童支援二課」「家庭児童支援三課」に変更しました。
 - ・ 南勢志摩、伊賀、紀州の各児童相談所に「家庭児童支援課」を新設しました。
- 平成22年度
 - ・ 「家庭児童自立支援室」を「家庭児童支援室」に変更しました。
- 平成23年度
 - ・ 「家庭児童支援室」に「改革推進課」「自立支援課」の2課を新設しました。
 - ・ 北勢児童相談所に「家庭児童支援四課」を設置し4課体制にしました。
- 平成25年度
 - ・ 法的対応力及び介入型支援を強化するため「法的対応室」を新設しました。
 - ・ 市町における児童相談体制強化を支援するため「市町支援プロジェクトチーム」を新設しました。
 - ・ 「家庭児童支援室」の「改革推進課」を廃止しました。
 - ・ 「総務・企画調整室」を「総務調整室」に変更しました。

- 平成28年度
 - 児童相談所及び市町に対する窓口を一本化し一元的に支援を展開していくため、「法的対応室」及び「市町支援プロジェクトチーム」を統合し「児童相談強化支援室」、「児童相談強化支援課」を設置しました。
- 平成29年度
 - 「総務調整室」及び「家庭児童支援室」を統合し「総務・家庭児童支援室」とし、「総務調整課」及び「家庭児童支援課」を設置しました。
 - 北勢児童相談所に「副所長」を配置しました。
 - 言語・聴覚部門を6月1日に新設された「三重県立子ども心身発達医療センター」に移管しました。
- 平成30年度
 - 安倍内閣総理大臣が児童相談センターに来所され、現場職員と意見交換を行いました。また、中勢児童相談所及び、併設の一時保護所を視察されました。
- 平成31年度（令和元年度）
 - 県内の虐待相談対応件数が増加し平成29年度に過去最多となり、なかでも県北部の5市5町を管轄する北勢児童相談所では全体の約58%を占め、緊急時の対応や市町との連携の面で地理的な課題が生じていました。このため、鈴鹿児童相談所を開設し、市との連携、緊急時の対応の充実を図りました。これに伴い、北勢児童相談所の副所長を廃止しました。
 - 平成25年度から取り組んでいるリスクアセスメントツールで得たデータを活用し、産業技術総合研究所と共同して、AIを活用した児童虐待対応支援システムの実証実験を中勢児童相談所と南勢志摩児童相談所で開始しました。
- 令和2年度
 - 北勢児童相談所において、課長のマネジメント機能の向上と職員間の情報共有を円滑にするために、三四地区を所管する家庭児童支援二課を分割しました。
 - 児童福祉法改正による介入と支援の分離については、北勢児童相談所と中勢児童相談所は当番制により対応し、他の小規模児相は組織変更せず、所全体で対応することとしました。
 - 昨年度実証実験を行った人工知能（AI）を活用した児童虐待対応支援システムを全児童相談所に導入しました（令和2年7月）。これにより、迅速で的確な虐待対応が期待されます。
- 令和4年度
 - 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づく児童福祉司配置人数について、本県の配置数は定数上では基準どおり87名を達成しましたが、定数に対して欠員が生じ人材確保の難しさが課題となっています。
 - 鈴鹿児童相談所において、所長、課長のマネジメント機能の向上のために、一課体制から二課体制へとした組織体制を変更しました。

2 児童相談センター各室（課）の主な業務

令和5年4月1日現在

(1) 総務・家庭児童支援室

総務調整課

- ・ 児童相談センターの人事に関すること
- ・ 児童相談センターの予算に関すること
- ・ 児童相談センターの庶務経理に関すること
- ・ 児童相談センターの統計、分析に関すること
- ・ 児童相談センターの広聴・広報に関すること
- ・ 庁舎管理・修繕に関すること
- ・ 防災及び危機管理に関すること
- ・ 児童福祉法第56条保護者負担金に関すること

(2) 総務・家庭児童支援室

家庭児童支援課

- ・ ファミリーホーム・里親委託推進に関すること
- ・ 児童福祉施設への入所調整に関すること
- ・ 児童福祉施設の事故対応調整に関すること
- ・ 児童福祉施設の処遇改善・質の向上に関すること
- ・ 療育手帳、心理検査等の調整に関すること

(3) 児童相談強化支援室

児童相談強化支援課

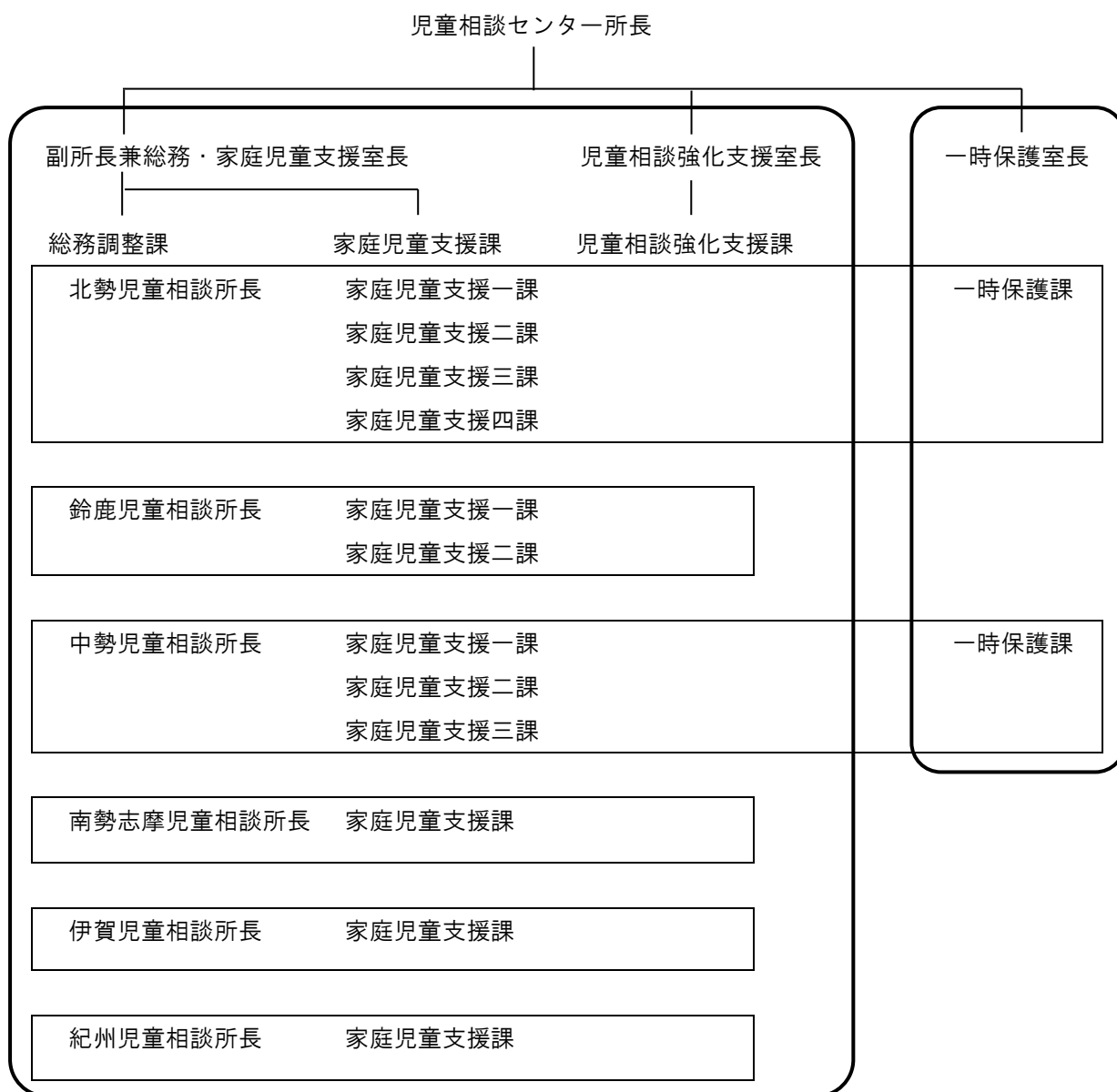
- ・ 児童虐待の防止に関すること
- ・ 各児童相談所における児童虐待の危機管理に関すること
- ・ 児童相談所職員等の専門性向上に関すること
- ・ 児童相談所児童記録システムに関すること
- ・ 社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会に関すること
- ・ 市町の相談体制強化の支援に関すること
- ・ 市町における児童相談に係る人材育成の支援に関すること
- ・ 市町要保護児童対策地域協議会の支援に関すること

(4) 一時保護室

- ・ 一時保護児童の生活指導及び行動診断に関すること
- ・ 中勢及び北勢児童相談所一時保護所における入・退所調整に関すること
- ・ 一時保護児童の健康管理、感染予防プログラムに関すること
- ・ 一時保護児童の心理療法の実施に関すること
- ・ 一時保護児童の処遇に関するスーパーバイズに関すること

3 児童相談センター組織図

令和5年4月1日現在



所名	管轄地域
北勢児童相談所	四日市市、桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿児童相談所	鈴鹿市、亀山市
中勢児童相談所	津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
南勢志摩児童相談所	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀児童相談所	名張市、伊賀市
紀州児童相談所	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

4 児童相談センター各室の職員数

職員数 237名 (正職員 155名、会計年度任用職員 82名) 令和5年4月1日現在

センター所長					<u>1</u>
総務・家庭児童支援室					<u>9 (2)</u>
副所長兼室長	1	精神科医師	1	課長	2
事務職員	4	児童福祉司	1		
会計年度任用職員	2				
こども家庭専門指導員 (1)					
里親委託推進員 (1)					
各児童相談所駐在					<u>6</u>
児童相談所長	6				
児童相談強化支援室					<u>6 (3)</u>
室長	1	課長	1	児童福祉司等	4
会計年度任用職員	3				
法的対応等支援員 (1)		法的対応指導員 (弁護士) (1)			
子どもの権利擁護コーディネーター (1)					
各児童相談所駐在					<u>113 (24)</u>
課長	12	児童福祉司	52	児童心理司	32
相談担当職員	13	保健師	4		
会計年度任用職員	24				
精神科嘱託医 (2)				児童虐待対応協力員 (9)	
被虐待児対応心理補助支援員 (8)				子ども・青少年支援員 (5)	
一時保護室					<u>1</u>
室長	1 (中勢児童相談所一時保護課長と兼務)				
各児童相談所駐在					<u>19 (53)</u>
課長	1	児童指導員	18		
会計年度任用職員	53				
心理判定員 (2)				一時保護対応協力員 (35)	
児童施設炊事業務等支援員 (8)				一時保護対応健康管理支援員 (1)	
一時保護及び入所施設宿日直事務支援員 (7)					

各児童相談所の人員

北勢児童相談所	81名		
	所長	1	
	課長	5	児童福祉司等 22
	児童心理司	10	保健師 2
	一時保護所職員	11	会計年度任用職員 30
鈴鹿児童相談所	23名	(外数として北勢児相との兼務保健師1名)	
	所長	1	課長 2
	児童福祉司等	12	児童心理司 6
	会計年度任用職員	2	
中勢児童相談所	74名	(一時保護課長は一時保護室長と兼務)	
	所長	1	課長 4
	児童福祉司等	14	児童心理司 8
	保健師	2	一時保護所職員 7
	会計年度任用職員	38	
南勢志摩児童相談所	15名	(外数として保健所との兼務保健師1名)	
	所長	1	課長 1
	児童福祉司等	8	児童心理司 3
	会計年度任用職員	2	
伊賀児童相談所	13名	(外数として保健所との兼務保健師1名)	
	所長	1	課長 1
	児童福祉司等	6	児童心理司 3
	会計年度任用職員	2	
紀州児童相談所	10名	(外数として保健所との兼務保健師2名)	
	所長	1	課長 1
	児童福祉司等	3	児童心理司 2
	会計年度任用職員	3	

5 児童相談センターの主な取組

(1) 市町支援の取組

三重県全体の児童相談体制の強化に向け、県と市町の情報共有や役割分担に関する課題への適切な対応や市町の児童相談体制の強化を支援するため、平成24年度から児童相談所と市町が定期協議を実施しています。

また、市町における児童相談対応の中核組織となる市町要保護児童対策地域協議会の運営やケースマネジメント力の向上に向けて、有識者であるアドバイザー等を派遣や、市町児童福祉担当職員向けの研修会や関係行政機関職員向けの研修会等を開催し、市町職員の人材育成を支援しています。

なお、令和4年度に実施した市町支援に関する主な取組は以下のとおりです。

ア 市町との定期協議の実施状況

実施期間	実施内容
8/17、22 9/1、13	全市町の児童相談体制の課題を把握するとともに、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて、未設置の市町を含めた10市町に専門家を交えて相談できるアドバイザー事業を集中的に実施しながら、課題解決に向けて共に取り組みました。

イ 市町児童福祉主管課長会議の開催状況

日程	会議内容	出席者
5/19	・児童福祉法等の一部を改正する法律案について ・里親啓発・支援事業について 他	市町児童福祉主管課長等

ウ 児童虐待にかかる関係行政機関連絡会議の実施状況

日程(場所)	テーマ	講師	参加者
9/28(津) 10/5(尾鷲) 11/7(伊勢) 11/28(四日市)	児童虐待通告にかかる初期対応について	社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会愛育研究所 客員研究員 山本恒雄	市町児童福祉主管課職員 市町教育委員会職員 警察署職員 児童相談所職員

エ 市町アドバイザー派遣事業実施状況

派遣市町数	派遣回数	派遣内容
13市町	17回	市町要保護児童対策地域協議会での運営支援及びケースマネジメント支援

オ 市町スーパーバイザー派遣事業実施状況

派遣市町数	派遣回数	派遣内容
2市町	7回	市町における児童虐待相談等の相談援助業務に対する助言等

カ 児童福祉司任用前講習会（児童福祉法第 13 条第 3 項第 7 号）及び要対協調整担当者研修（児童福祉法第 25 条の 2 第 8 項）実施状況

講 義 名	講 師	日 程
要保護児童対策地域協議会の運営	立命館大学大学院 特任教授 野田 正人	4/8
会議の運営とケース管理		
子どもの所属機関の役割と連携		
子ども家庭相談援助制度及び実施体制	児童相談所長	4/14
児童相談所の役割と連携	児童相談所長	
社会的養護による自立支援と市区町村の役割	認定特定非営利活動法人 児童虐待防止協会 理事長 津崎 哲郎	
母子保健の役割と保健機関との連携	児童相談センター職員	4/21
心理検査・療育手帳について	児童相談センター職員	
子どもの成長・発達と生育環境	児童相談センター職員	
子どもの権利擁護と倫理	元家庭裁判所調査官	4/28
非行対応の基本	早川 武彦	
子どもと家族の生活に関する法と制度の理解	県庁職員	
障害相談・支援の基本	障害者相談支援センター所長	5/13
子ども虐待対応の基本	児童相談所長	
行政権限の行使と司法手続き	児童相談センター職員	5/19
子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	皇學館大学 教授 吉田 直樹	5/27
子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方		
修了者数	児童福祉司任用前講習会	14 名
	要対協調整担当者研修	20 名

キ 市町児童福祉担当職員等研修会実施状況

研修テーマ	講師	日程	参加者
トラウマインフォームドケア研修会	総合心療センターひなが 医師 山田 智子	4/19	児童相談所職員、市町 児童福祉主管課職員等
市町児童福祉担当職員 情報交換会	—	7/8	市町児童福祉主管課 職員等
要対協調整担当者フォ ローアップ研修	立命館大学 特任教授 野田 正人	1/20	市町児童福祉主管課 職員等
「ちはっさく」講師養成 講座（簡易版）	茅ヶ崎市職員 伊藤 徳馬	1/27	市町児童福祉主管課職 員等
指定講習会フォロー アップ研修	三重大学 教授 松浦 直己 市町アドバイザー 鈴木 聡	2/22	児童相談所職員、市町 児童福祉主管課職員等

ク 児童福祉に関する指定講習会実施状況

講義名	講師	日程
要保護児童対策地域協議会運営論	立命館大学大学院 特任教授 野田 正人	7/15
市町児童家庭相談援助論		
児童相談所運営論	児童相談所長	
養護原理	社会福祉法人 里山学院 法人統括施設長 里山学院乳児院施設長 鍵山 雅夫	7/21
児童福祉論	三重県児童相談センター 市町アドバイザー 鈴木 聡	
児童虐待援助論（発生予防）	認定特定非営利活動法人 児童虐待防止協会 理事長 津崎 哲郎	8/31
児童虐待援助演習		
社会福祉援助技術論	皇學館大学 教授 吉田 直樹	9/9
社会福祉援助技術演習		
障害者福祉論	三重大学 教授 松浦 直己	9/16
児童虐待援助論（初期対応）	三重県児童相談センター 市町アドバイザー 鈴木 聡	
修了者数		14名（うち市町職員 11名）

※この講習会は、厚生労働省告示に基づく講習会です。H27年度から、市町・児相職員のほか、乳児院・児童養護施設職員、私立認可保育園職員も受講対象としています。

【児童福祉司資格修了講習会における市町別修了者数】

(単位：人)

年度 市町	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
津市	3	1	3	2	1	3	2	
四日市市	3	1	1	2	3	2	1	2
伊勢市	1	1	1	1	2			1
松阪市	2	2	2		2			
桑名市	1	4	1	3	5	1		
鈴鹿市					1		1	1
名張市	4			2	1	1		
尾鷲市		1	1					
亀山市								
鳥羽市	1	1		2	3	1	3	1
熊野市								1
いなべ市	1		1		1			
志摩市				1	1			1
伊賀市	2	1	2			1		
木曽岬町					1			
東員町		1	2		1			1
菰野町		1		1			1	
朝日町								
川越町				1		1		1
多気町								2
明和町		1	1					
大台町							5	
玉城町		1		3	2			
度会町	2							
大紀町								
南伊勢町								
紀北町								
御浜町								
紀宝町								
計	20	16	15	18	24	10	13	11

(2) 人材育成への取組

児童相談所職員等の法的対応力等専門性の向上を目的として、平成 23 年度に研修体系の見直しを行い、「三重県児童相談所職員研修体系・人材育成の考え方」を取りまとめました。

平成 24 年度から、新たな研修体系に基づき、的確な判断能力と使命感を持った人材育成に努めています。

なお、令和 4 年度に実施した人材育成に関する主な取組は、以下のとおりです。

ア 児童福祉司任用前講習会（児童福祉法第 13 条第 3 項第 7 号）

講義名	講師	日程	参加職員
要保護児童対策地域協議会の運営	立命館大学大学院 特任教授 野田 正人	4/8	11 名
会議の運営とケース管理			10 名
子どもの所属機関の役割と連携			10 名
子ども家庭相談援助制度及び実施体制	児童相談所長	4/14	12 名
児童相談所の役割と連携	児童相談所長		12 名
社会的養護による自立支援と市区町村の役割	認定特定非営利活動法人 児童虐待防止協会 理事長 津崎 哲郎		11 名
母子保健の役割と保健機関との連携	児童相談センター職員	4/21	12 名
心理検査・療育手帳について	児童相談センター職員		16 名
子どもの成長・発達と生育環境	児童相談センター職員		17 名
子どもの権利擁護と倫理	元家庭裁判所調査官	4/28	13 名
非行対応の基本	早川 武彦		11 名
子どもと家族の生活に関する法と制度の理解	県庁職員		12 名
障害相談・支援の基本	障害者相談支援センター所長	5/13	16 名
子ども虐待対応の基本	児童相談所長		13 名
行政権限の行使と司法手続き	児童相談センター職員	5/19	11 名
子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	皇學館大学 教授 吉田 直樹	5/27	14 名
子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方			14 名

イ 初任者研修（児相 1 年目）

区分	研修テーマ	講師	日程	参加職員
児童相談所 OJT	OJT リーダーを選任し、チェックシートや育成シートを活用し初任者を育成	児童相談所職員	通年	11 名

ウ 児童福祉司任用後研修（児童福祉法第13条第9項）

講義名	講師	日程
子ども家庭支援のためのケースマネジメント	社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄	10/7
児童相談所における方針決定の過程	児童相談所長	10/26
関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	立命館大学大学院 特任教授 野田 正人	
非行対応	元家庭裁判所調査官 早川 武彦	11/17
行政権限の行使と司法手続き	児童相談センター職員	
子どもの面接・家族面接に関する技術	認定特定非営利活動法人 児童虐待防止協会 理事長 津崎 哲郎	12/1
社会的養護における自立支援		
子ども虐待対応	社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄	12/16
修了者数		22名

エ 研修

研修名	講師	日程	参加職員
トラウマインフォームドケア研修会	総合心療センターひなが 医師 山田 智子	4/19	児童相談所職員、 市町児童相談担当 課職員、児童福祉 施設職員等
「ちはっさく」講師養成講座 （簡易版）	茅ヶ崎市職員 伊藤 徳馬	1/27	児童相談所職員、 市町児童相談担当 課職員等

オ 児童相談所職員研修

研修名	講師	日程	参加職員
性的虐待対応ガイドライン研修	社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄	11/9	35名
初期被害調査確認面接演習	社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄	11/9	31名
28条申し立てにかかる心理診断所見について	社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄	1/12	28名

カ 児童福祉施設等職員との合同研修（総務・家庭児童支援室が担当）

研修名	講師（敬称略）	日程	参加職員
CAP職員セミナー 児童養護施設職員向け	CAPみえ	6/8	児相 4名 施設 30名
CAP職員セミナー 福祉型障害児入所施設職員向け	CAPみえ	7/1	児相 3名 施設 7名
児童相談所－児童福祉施設 合同研修会 ライフストーリーワーク研修① 『児童相談所による真実告知を主体としたライフストーリーワークの実際 ～三重県の実践を通して～』	伊賀児童相談所 山本 智佳央	12/8	児相 12名 施設 19名
児童相談所－児童福祉施設 合同研修会 ライフストーリーワーク研修② 『これから真実告知・ライフストーリーワークを行うあなたへ ～実施にあたって知っておいてほしいこと～【ケースワーク上の課題とその対応】』	伊賀児童相談所 山本 智佳央	1/12	児相 18名 施設 22名
児童相談所－児童福祉施設 合同研修会 ライフストーリーワーク研修③ 実践報告	（ファシリテーター） 伊賀児童相談所 山本 智佳央 （発表） 名張養護学園 施設職員 みどり自由学園 施設職員	1/25	児相 21名 施設 21名
児童相談所職員研修会（児童心理司） 『児童心理司に「なる」ためになにがあると良いのか』	京都府宇治児童相談所 京田辺市所 吉村 拓美	2/10	児相 18名
児童相談所－児童福祉施設 合同研修会 『子どもと考える性と生』	思春期保健相談士 土谷 奈央子	2/24	児相 16名 施設 18名
児童福祉施設等心理士－児童心理司 合同研修会 『トラウマのアセスメントと心理教育』	総合心療センターひなが 医師 山田 智子	3/10	児相 18名 施設 8名

(3) アセスメントツール活用強化事業

令和4年度においては、ツールの活用を強化するため引続き山本恒雄氏にデータの分析とその結果に基づく研修を委託し、人材育成とリスクマネジメントの対応強化について提案を受け、職員研修を実施するとともに意見交換を行いました。

(4) 児童虐待進行管理モニター強化事業

子どもや保護者の状況、家庭環境の変化等をきめ細かく把握し、的確なケース対応を行うため、対応の必要度に応じて、定期的に子どもが在籍する学校、保育所等を訪問し、当該子ども及び家庭の情報を収集する事業です。

令和4年度は、四日市市及び三重郡を社会福祉法人アパティア福祉会に、津市を社会福祉法人みどり自由学園に委託し事業を実施しました。

(5) 警察と児童相談所との連携強化

警察と児童相談所とが連携し、児童虐待事案に迅速かつ適切な対応を図れるよう、令和4年11月1日に、三重県警察学校において、合同での立入調査等訓練を実施しました。

(6) 里親委託推進に向けた取組

《里親養育包括支援事業》

フォスタリング機関支援事業

北勢児童相談所・伊賀児童相談所・中勢児童相談所管内において、里親制度の普及啓発から里親等への研修、里親と子どもとのマッチング、里親訪問等支援に至るまでの包括的なフォスタリング業務を社会福祉法人に委託し、それぞれの管内におけるフォスタリング業務実施体制を整備しました。(中勢児童相談所管内は、里親等訪問事業のみ実施)

《里親普及啓発事業》

① 里親シンポジウム

「子どもの気持ちを聴いていますか」をテーマに里親シンポジウムを開催しました。第一部では、同テーマで講演会を、第二部では、「子どもの気持ちを聴いていますか～自分の気持ちを話せる子どもを育てる養育者とは～」と題して、養育里親、ファミリーホーム養育者、児童養護施設職員を交えてのパネルディスカッションを行いました。

② 里親説明会・里親出前講座

各児童相談所管内で里親説明会を開催するとともに、里親支援専門相談員と連携して、民生委員・児童委員や大学生、ファミリーサポートセンター等の会議・研修の場で里親出前講座を実施しました。

③ イベントでの啓発活動、広報

市町の福祉イベントに啓発ブースを出展するとともに、県庁・市役所・町役場等でのポスター掲示、県・市町広報誌や子育て情報誌等への記事掲載、新聞広告、ラジオ広報などを行いました。

《里親支援事業》

① 里親登録前研修

里親登録希望者を対象に、①基礎研修、②登録前Ⅰ研修、③登録前Ⅱ研修(養育)、④登録前Ⅱ研修(養子縁組)の計4日間、年3クール開催しました。

② 養育里親・専門里親更新研修

登録更新を希望する養育里親・専門里親を対象として、「里親制度を取り巻く状況について」「里親家庭における子どもの権利擁護」等をテーマに更新研修を開催しました。

③ 里親スキルアップ研修

現在登録している全里親を対象に、里親支援専門相談員と連携した里親トーク会を開

催しました。この他、フォスタリング機関による全里親を対象としたスキルアップ研修を開催しました（全4回）。

④ 里親委託推進委員会（年3回）

三重県里親会、三重県児童養護施設協会、児童委員、学識経験者等で構成する委員会を開催し、里親制度のより一層の推進を図るため、議論を深めました。

6 児童相談所管内別基礎データ

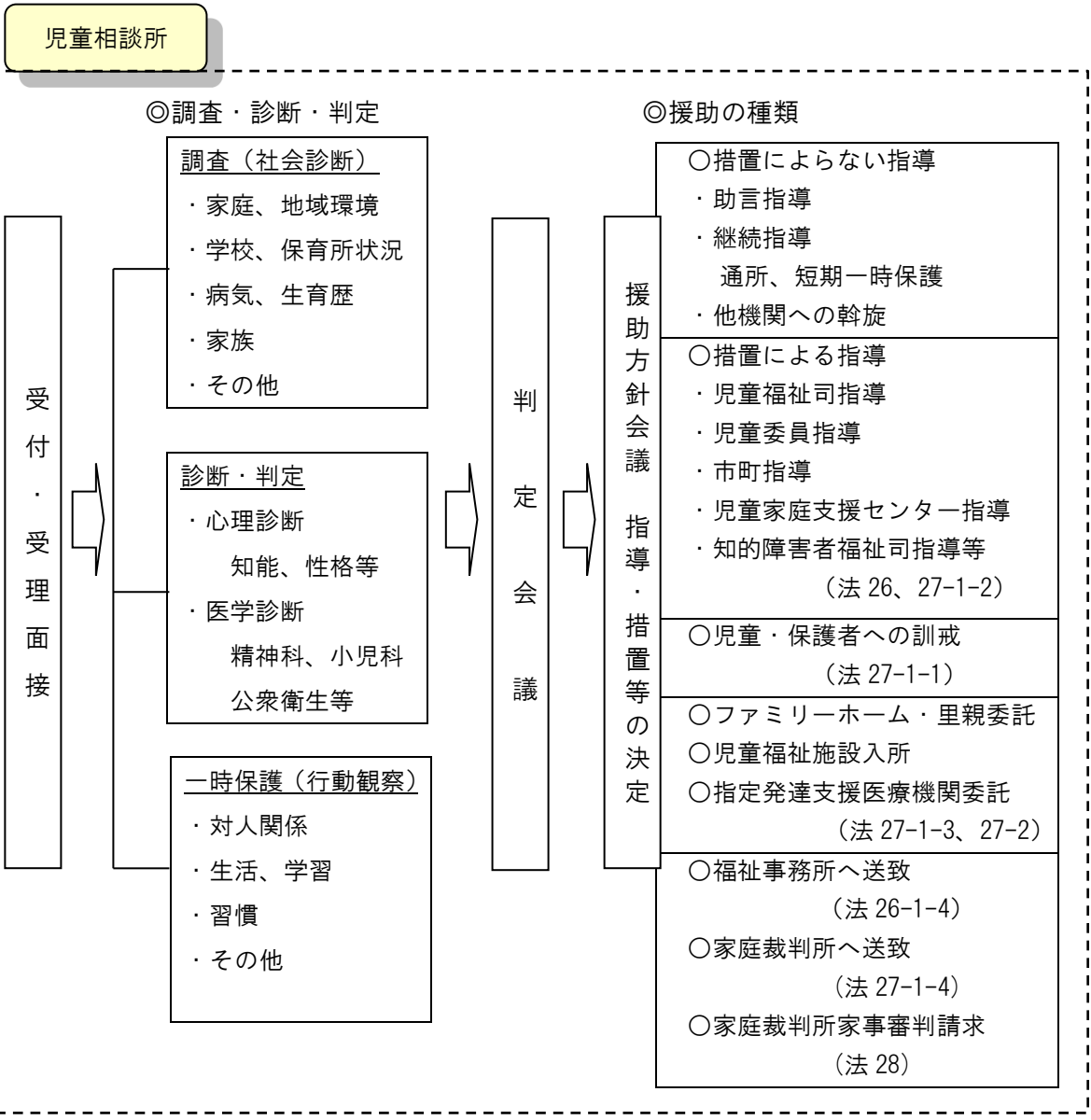
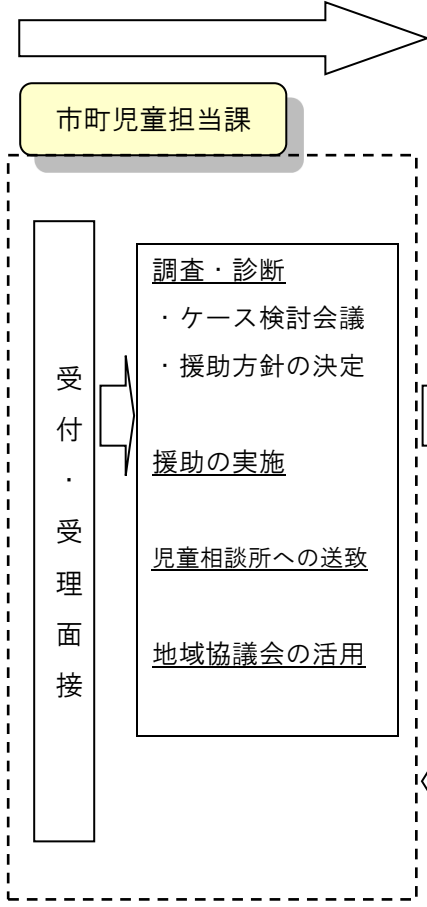
児相	市郡名	面積 (km ²)	人口 (人)	児 童 人 口			保 育 所 (所)	幼 稚 園 (園)	認定こども園 (園)				小 学 校 (校)	中 学 校 (校)	義 務 教 育 学 校 (校)	中 等 教 育 学 校 (校)	児 童 委 員 (人)	主 任 児 童 委 員 (人)
				男 (人)	女 (人)	計 (人)			幼 保 連 携 型	幼 稚 園 型	保 育 園 型	計						
北 勢	桑名市	136.65	136,819	10,651	10,269	20,920	20	12	7	1		8	29	11			233	24
	いなべ市	219.83	44,424	3,419	3,166	6,585	13					0	11	4			96	8
	四日市市	206.50	303,821	22,746	21,695	44,441	45	29	10			10	38	25			558	55
	桑名郡	15.74	5,847	326	318	644	0		1			1	1	1			11	2
	員弁郡	22.68	25,759	2,155	2,102	4,257	6	6				0	6	2			48	4
	三重郡	121.72	66,859	5,924	5,803	11,727	11	7				4	4	8	4			116
計	3市5町	723.12	583,529	45,221	43,353	88,574	95	54	18	1	4	23	93	47	0	0	1,062	102
鈴 鹿	鈴鹿市	194.46	193,087	13,806	13,406	27,212	34	11	8	1		9	30	10		1	341	35
	亀山市	191.04	49,710	3,883	3,614	7,497	12	5	2			2	11	3			92	11
	計	2市	385.50	242,797	17,689	17,020	34,709	46	16	10	1	0	11	41	13	0	1	433
中 勢	津市	711.18	271,096	20,312	19,030	39,342	40	25	23			23	50	23	1		573	46
	松阪市	623.58	156,324	11,909	11,212	23,121	28	17	2	2	4	8	36	12			362	29
	多気郡	506.98	44,211	3,318	3,175	6,493	7	1	6		2	8	14	5			134	8
計	2市3町	1841.74	471,631	35,539	33,417	68,956	75	43	31	2	6	39	100	40	1	0	1,069	83
南 勢 志 摩	伊勢市	208.37	120,359	8,605	8,203	16,808	25	8	8	1		9	22	11			281	28
	鳥羽市	107.34	16,788	999	844	1,843	7	1				0	7	4			53	3
	志摩市	178.94	43,933	2,296	2,255	4,551	11	5	1			1	7	6			130	11
	度会郡	651.10	40,049	2,578	2,303	4,881	13				1	1	12	6			155	10
計	3市4町	1145.75	221,129	14,478	13,605	28,083	56	14	9	1	1	11	48	27	0	0	619	52
伊 賀	伊賀市	558.23	86,213	5,776	5,489	11,265	27	2	1			1	18	11			279	32
	名張市	129.77	75,031	5,465	5,293	10,758	12	2	5			5	14	5			175	16
計	2市	688.00	161,244	11,241	10,782	22,023	39	4	6	0	0	6	32	16	0	0	454	48
紀 州	尾鷲市	192.71	15,429	796	789	1,585	6		1			1	5	2			56	3
	熊野市	373.35	15,289	873	886	1,759	6	1			1	1	8	5			78	4
	北牟婁郡	256.54	13,795	688	660	1,348	6	1				0	8	4			66	4
	南牟婁郡	167.75	17,860	1,219	1,172	2,391	5	1			2	2	9	5			68	5
計	2市3町	990.35	62,373	3,576	3,507	7,083	23	3	1	0	3	4	30	16	0	0	268	16
合計	14市15町	5774.48	1,742,703	127,744	121,684	249,428	334	134	75	5	14	94	344	159	1	1	3,905	347

- ※ 1 面積は、令和5年1月1日現在（国土交通省国土地理院「全国都道府市区町村別面積調」）
面積は市町単位ごとに四捨五入しているため、各市町面積の合計が県の面積と一致しない場合があります。
- 2 人口は、令和4年10月1日現在（三重県年齢別人口調査結果）
- 3 保育所数は、令和5年4月1日現在（子ども・福祉部子どもの育ち支援課）
- 4 幼稚園、小学校、中学校数、義務教育学校数、中等教育学校数は、令和5年5月1日現在（除く休園・休校）（三重県教育委員会「学校名簿 令和5年度」）
- 5 認定こども園は、令和5年4月1日現在（子ども・福祉部子どもの育ち支援課）
- 6 児童委員、主任児童委員数は、三重県民生委員定数条例等による

7 児童相談業務の流れ

◎相談・通告・送致の流れ

県・市町 ・福祉事務所 ・保健センター ・児童委員 ・その他
児童福祉施設
警察等
家庭裁判所
保健所
医療機関
学校
教育委員会等
里親
児童委員
家族・親戚
近隣・知人
児童本人
その他



◎援助の種類

- 措置によらない指導
 - ・助言指導
 - ・継続指導
 - 通所、短期一時保護
 - ・他機関への斡旋
- 措置による指導
 - ・児童福祉司指導
 - ・児童委員指導
 - ・市町指導
 - ・児童家庭支援センター指導
 - ・知的障害者福祉司指導等
(法 26、27-1-2)
- 児童・保護者への訓戒
(法 27-1-1)
- ファミリーホーム・里親委託
- 児童福祉施設入所
- 指定発達支援医療機関委託
(法 27-1-3、27-2)
- 福祉事務所へ送致
(法 26-1-4)
- 家庭裁判所へ送致
(法 27-1-4)
- 家庭裁判所家事審判請求
(法 28)

※ この図において法とは児童福祉法をいいます。

8 児童相談の種類及び主な内容

養 護 相 談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保 健 相 談	3 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障 が い 相 談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5 視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談。
	6 言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7 重症心身障がい相談	重症心身障がい児（者）に関する相談。
	8 知的障がい相談	知的障がい児に関する相談。
非 行 相 談	9 発達障がい相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の子どもに関する相談。
	10 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない子どもに関する相談。
育 成 相 談	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
	12 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談。

Ⅱ 児童相談の状況

1 相談受付の状況

(1) 児童相談所別・通告経路別件数

単位：件

児相	経路	県 の 機 関	市 町 の 機 関	児童福祉施設等		セ ン タ ー 支 援	認 定 こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健医療		学 校 等	里 親	児 童 委 員	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
				保 育 所	左 以 外					保 健 所	医 療 機 関								
北勢	男	49	293	4	21	2	1	186	0	0	10	57	0	0	367	55	5	7	1,057
	女	32	166	3	11	1	0	137	0	1	7	69	2	0	209	52	9	6	705
小計		81	459	7	32	3	1	323	0	1	17	126	2	0	576	107	14	13	1,762
鈴鹿	男	18	117	2	10	0	0	67	1	0	8	9	1	0	203	27	3	3	469
	女	18	88	2	9	0	0	64	0	0	8	10	0	0	104	23	9	4	339
小計		36	205	4	19	0	0	131	1	0	16	19	1	0	307	50	12	7	808
中勢	男	22	136	2	6	0	0	96	1	2	14	15	1	0	220	45	2	7	569
	女	11	100	0	6	0	0	103	0	3	15	28	0	1	118	36	10	7	438
小計		33	236	2	12	0	0	199	1	5	29	43	1	1	338	81	12	14	1,007
南勢 志摩	男	3	58	0	6	0	0	46	0	0	3	11	0	0	105	8	4	0	244
	女	2	47	0	4	0	0	24	0	0	4	8	1	0	62	14	4	0	170
小計		5	105	0	10	0	0	70	0	0	7	19	1	0	167	22	8	0	414
伊賀	男	8	58	0	2	1	0	36	0	0	2	17	0	0	104	13	4	2	247
	女	2	66	0	0	0	0	43	0	0	3	10	0	0	66	7	5	2	204
小計		10	124	0	2	1	0	79	0	0	5	27	0	0	170	20	9	4	451
紀州	男	4	90	0	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	49	1	0	1	159
	女	5	53	0	1	0	0	7	0	0	0	5	0	0	17	2	0	0	90
小計		9	143	0	1	0	0	14	0	0	0	12	0	0	66	3	0	1	249
計	男	104	752	8	45	3	1	438	2	2	37	116	2	0	1,048	149	18	20	2,745
	女	70	520	5	31	1	0	378	0	4	37	130	3	1	576	134	37	19	1,946
合計		174	1,272	13	76	4	1	816	2	6	74	246	5	1	1,624	283	55	39	4,691
構成比(%)		3.7	27.1	0.3	1.6	0.1	0.0	17.4	0.0	0.1	1.6	5.2	0.1	0.0	34.6	6.0	1.2	0.8	100

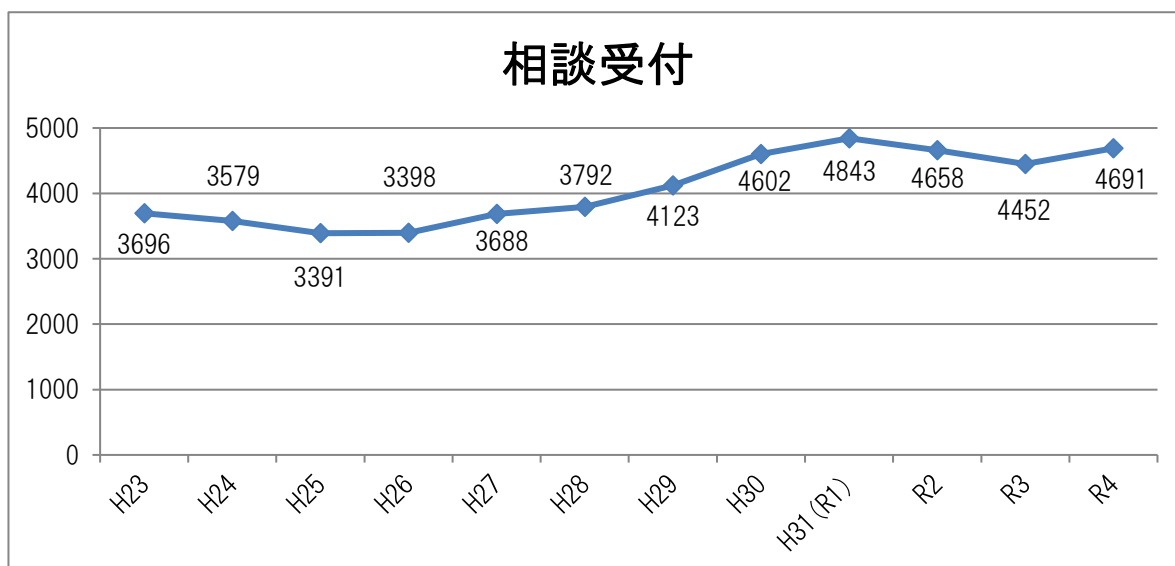
(2) 年度別・種別件数

単位：件

見相	種類	養護相談	保健相談	障がい相談					非行相談		育成相談				その他	合計	
				肢体不自由	視聴覚	言語発達	重症心身	知的障がい	発達障がい	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性			しつけ
相談所別	北勢	1,026 (926)	0	1	0	0	1	649	5	15	24	34	4	0	2	1	1,762
	鈴鹿	470 (420)	0	1	1	0	2	293	3	14	4	13	3	0	2	2	808
	中勢	580 (493)	1	0	0	0	0	381	5	4	8	22	4	0	0	2	1,007
	南志	244 (230)	0	0	0	0	0	152	3	3	6	6	0	0	0	0	414
	伊賀	289 (265)	1	1	0	0	1	137	1	6	2	11	1	0	0	1	451
	紀州	92 (65)	0	0	0	0	0	62	7	1	1	39	2	36	9	0	249
計	2,701 (2,399)	2	3	1	0	4	1,674	24	43	45	125	14	36	13	6	4,691	
構成比(%)	57.6	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	35.7	0.5	0.9	1.0	2.7	0.3	0.8	0.3	0.1	100	
過去の相談件数 (年度別)	R3	2,533 (2,145)	2	3	0	1	11	1,540	39	32	48	174	15	42	7	5	4,452
	R2	2,720 (2,312)	4	10	0	1	9	1,575	28	29	30	162	15	47	27	1	4,658
	H31 (R1)	2,668 (2,225)	0	11	0	0	10	1,765	72	24	26	158	14	53	35	7	4,843
	H30	2,508 (2,056)	0	11	0	0	11	1,663	115	31	28	145	23	14	46	7	4,602
	H29	1,977 (1,594)	1	20	1	7	10	1,671	119	26	48	123	26	38	48	8	4,123
	H28	1,601 (1,234)	2	14	1	133	17	1,636	72	30	20	142	42	24	33	25	3,792
	H27	1,597 (1,213)	3	6	0	74	6	1,624	77	27	39	162	35	0	28	10	3,688
	H26	1,355 (1,030)	2	10	0	92	5	1,573	86	20	50	172	27	2	3	1	3,398
	H25	1,389 (1,054)	7	13	0	88	11	1,508	51	24	56	198	21	4	14	7	3,391
	H24	1,427 (1006)	1	10	1	91	9	1,570	49	38	71	223	40	5	6	38	3,579

※ 養護相談欄の()は、内数で児童虐待相談の受付件数を示します。

相談受付件数の推移



令和4年度の相談受付件数は4,691件と対前年度比で+239件、約5.4%の増加となり、近年減少傾向にありましたが、再び増加に転じました。

(3) 市町における児童家庭相談受付件数<参考>

単位：件

	養護 相談	保健 相談	障がい 相談	非行 相談	育成 相談	その他 相談	計
北勢児童相談所管内 (3市5町)	1,787 (1,287)	15	597	9	696	125	3,229
鈴鹿児童相談所管内 (2市)	844 (369)	2	672	5	1,063	69	2,655
中勢児童相談所管内 (2市3町)	848 (542)	5	212	1	656	20	1,742
南勢志摩児童相談所 管内 (3市4町)	540 (212)	1	83	4	71	16	715
伊賀児童相談所管内 (2市)	448 (310)	0	3	2	363	6	822
紀州児童相談所管内 (2市3町)	81 (75)	0	300	0	397	24	802
計 (14市15町)	4,548 (2,795)	23	1,867	21	3,246	260	9,965

※ 1 「福祉行政報告例 児童相談種別児童受付（速報値）」を元に作成しました。

2 () は内数で、児童虐待相談件数です。

3 児童相談所における受理件数と重複しているものを含まず。(市町で受理後、児童相談所へ送致又は指導援助を求めたものを含まず。)

(4) 種類別・年齢別件数

単位:件

種類別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
養護	180	153	164	187	174	161	164	153	163	165	140	150	147	151	146	104	90	73	36	2,701
保健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2
肢体不自由	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3
視聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
言語発達	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重症心身障がい	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4
知的障がい	2	12	38	91	93	129	132	61	118	122	66	129	120	84	181	120	62	101	13	1,674
発達障がい	0	0	1	1	0	1	1	2	1	3	3	0	4	2	5	0	0	0	0	24
ぐ犯行為等	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	3	5	8	3	12	4	4	0	43
触法行為等	0	0	0	0	0	0	0	3	1	3	0	0	9	19	7	2	1	0	0	45
性格行動	0	1	2	6	3	13	3	5	9	8	8	10	13	16	11	10	4	3	0	125
不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	0	2	3	2	0	0	0	1	14
適性	0	0	1	2	1	12	6	1	2	1	4	2	2	0	1	0	1	0	0	36
しつけ	0	0	4	2	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	13
その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	1	6
計	184	166	211	290	276	318	306	226	296	307	224	294	302	285	357	249	165	182	53	4,691
構成比(%)	3.9	3.5	4.5	6.2	5.9	6.8	6.5	4.8	6.3	6.5	4.8	6.3	6.4	6.1	7.6	5.3	3.5	3.9	1.1	100
北勢	71	55	83	118	99	112	116	114	122	118	76	111	118	112	116	85	46	77	13	1,762
鈴鹿	27	39	38	48	46	52	42	27	49	55	47	47	56	48	49	44	44	29	21	808
中勢	43	32	45	62	54	62	82	45	62	65	41	69	60	62	88	59	29	41	6	1,007
南勢志摩	19	20	21	22	25	22	25	17	18	29	18	25	25	24	40	28	15	17	4	414
伊賀	19	15	11	26	27	30	22	18	30	32	27	28	35	31	37	21	20	14	8	451
紀州	5	5	13	14	25	40	19	5	15	8	15	14	8	8	27	12	11	4	1	249

2 相談対応の状況

(1) 種類別・対応別件数

単位: 件

		対 応 件 数 (年 度 中)																			未対応件数(年度末現在)		
		面接指導			児童福祉司指導(4)	児童委員指導(5)	児童家庭支援センター(6)	市町村指導委託(7)	市町村送致(8)	福祉事務所送致又は通知(9)	社会福祉士指導を含む(10)	児童福祉施設			指定発達支援医療機関委託(14)	里親委託(15)	法第27条第1項第4号致(16)	障害児入所施設等への約(17)	その他(18)	計(19)			施設入所待機(再掲)(20)
		助言指導(1)	継続指導(2)	他機関あつせん(3)								入所(11)	家庭裁判所送致(再掲)(12)	通所(13)									
養護相談	児童虐待相談	1,789	401	11	17	0	6	8	39	3	0	73	0	0	0	8	0	1	52	2,408	0	0	0
	その他の相談	177	40	5	0	0	0	0	1	0	0	42	0	0	0	20	0	0	22	307	0	0	0
保健	相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
障害相談	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	3	0	0	0
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害相談	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5	0	0	0
	知的障害相談	1,593	6	3	0	0	0	0	0	0	70	0	1	0	0	0	0	6	1	1,680	0	0	0
発達障害相談	16	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8	0	26	0	0	0	
相非談行	ぐ犯行為等相談	22	10	2	2	0	0	1	1	0	1	2	0	0	0	0	3	0	1	45	0	0	0
	触法行為等相談	5	12	0	6	0	0	0	0	0	18	2	0	0	0	0	1	0	0	44	0	3	0
育成相談	性格行動相談	88	26	3	0	0	0	0	0	1	0	7	0	0	0	0	3	0	0	128	0	0	0
	不登校相談	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	14	0	0	0
	適性相談	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0	0	0
	育児・しつけ相談	10	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0
その他の相談		5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	0
計		3,756	499	25	25	0	6	9	43	75	19	128	0	0	0	28	4	21	80	4,718	0	3	0
構成比		79.6	10.6	0.53	0.53	0	0.13	0.19	0.91	1.59	0.4	2.71	0	0	0	0.59	0.08	0.4	1.7	100			

※ 対応は複数となる場合があります。そのため、受付件数より対応件数の方が多くなります。

※ 構成比について、小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100を超える場合があります。

3 一時保護の状況

(1) 種類別・年齢別受付対応件数（所内保護分）

単位：件

種 類	受付対応	継前 続年 保度 護末	受 付（年度中）					対 応（年度中）							年 度 未 継 続 保 護
			0～ 5歳	6～ 11歳	12～ 14歳	15歳 以上	計	施 設 児 童 入 福 祉	里 親 委 託	機 他 児 相 送 ・ 移 送	所 家 庭 送 致 裁 判	帰 宅	そ の 他	計	
			養 護	児 童 虐 待	14	25	118	67	43	253	32	1	24	1	
	そ の 他	5	13	38	16	22	89	18	6	11	0	48	8	91	3
	障 が い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非 行	2	1	1	13	10	25	8	0	0	1	14	3	26	1
	育 成	0	0	3	3	4	10	2	0	2	0	5	1	10	0
	保健・その他	0	0	0	5	1	6	0	1	0	0	4	0	5	1
	計	21	39	160	104	80	383	60	8	37	2	253	24	384	20
	構 成 比 (%)		10.2	41.8	27.2	20.9	100.0	15.6	2.1	9.6	0.5	65.9	6.3	100.0	

(2) 対応別保護延べ日数（所内保護分）

単位：日

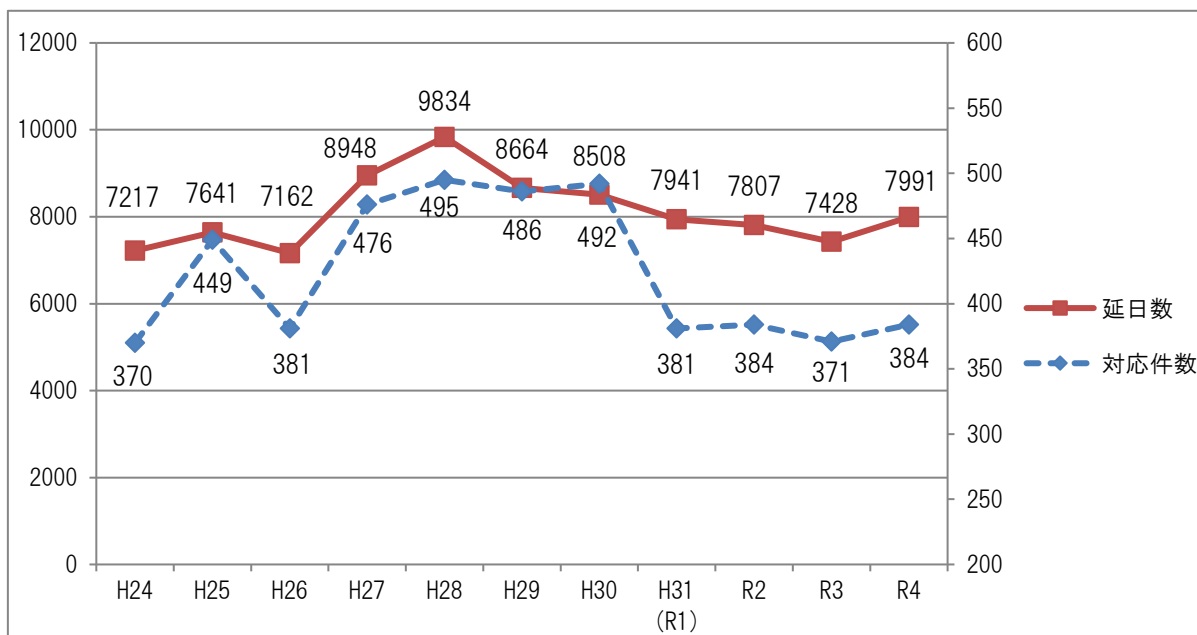
	対 応						計
	施児 設童 入福 所社	委里 託親	機他 関児 移相 送・	所家 送庭 致裁 判	帰 宅	そ の 他	
延 日 数	2,857	50	417	40	4,193	434	7,991

(3) 年度別・年齢別受付対応件数（所内保護分）

単位：件

区分 年度別	継前 続年 保度 護末	受 付					対 応						年度末 継続 保護	
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計	施児 設童 入福 所社	委里 親 託等	機他 関児 移相 送・	送家 庭裁 判 致所	帰 宅	そ の 他		計
R 4	21	39	160	104	80	383	60	8	37	2	253	24	384	20
R 3	24	37	154	103	74	368	53	12	27	2	251	26	371	21
R 2	19	46	166	101	76	389	59	15	31	1	264	14	384	24
H31(R1)	22	43	167	107	61	378	72	7	15	0	262	25	381	19
H 3 0	22	73	188	130	101	492	74	7	30	1	342	38	492	22
H 2 9	20	56	205	125	102	488	81	6	28	0	341	30	486	22
H 2 8	17	88	212	134	64	498	72	4	13	1	377	28	495	20
H 2 7	22	94	190	133	54	471	75	7	26	0	333	35	476	17
H 2 6	17	55	156	109	66	386	70	5	9	0	271	26	381	22
H 2 5	23	98	179	103	63	443	75	7	12	0	324	31	449	17
H 2 4	17	85	139	104	48	376	114	6	16	1	197	36	370	23

一時保護対応件数（年度中）の推移（北勢及び中勢児童相談所の一時保護所の合計）



北勢及び中勢児童相談所の一時保護所における一時保護対応件数（年度中）の推移です。近年、一時保護専用施設の整備が進み、児童養護施設等への委託の増加もあり、対応件数・延べ日数ともに減少傾向でしたが、令和4年度は増加に転じました。

(4) 一時保護対応件数（年度中）（委託保護分）

単位：件

児相委託先	北勢	鈴鹿	中勢	南勢 志摩	伊賀	紀州	計	保護延べ 日数(日)
児童養護施設	94	42	34	34	41	1	246	5,568
乳児院	51	15	19	3	0	1	89	2,830
障がい児施設	12	8	9	1	2	0	32	417
その他の施設	0	0	0	0	1	0	1	103
里親	16	7	2	0	23	2	50	371
その他	7	8	5	0	2	1	23	1,125
計	180	80	69	38	69	5	441	10,414

児童相談所長は、必要に応じて児童養護施設、里親等に一時保護を委託することができます。

4 児童福祉施設入所児童数（令和4年度末）

単位：人

児童相談所 施設の種類	北勢	鈴鹿	中勢	南勢 志摩	伊賀	紀州	計
乳児院	14	3	13	1	1	0	32
児童養護施設	91	58	86	36	27	4	302
児童自立支援施設	6	4	3	0	1	0	14
児童心理治療施設	6	1	1	0	0	0	8
自立援助ホーム	2	1	0	2	0	0	5
ファミリーホーム	9	4	2	0	4	0	19
小計	128	71	105	39	33	4	380
福祉型障害児入所 施設（知的障害児）	35 (2)	16 (3)	16 (5)	8 (3)	17 (11)	2 (0)	94 (24)
福祉型障害児入所 施設（盲児）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
医療型障害児入所 施設（自閉症児）	6 (4)	2 (2)	2 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	11 (8)
医療型障害児入所 施設（肢体不自由児）	2 (0)	2 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (1)
指定発達支援医療機 関（重症心身障害児）	6 (2)	4 (1)	5 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	16 (8)
医療型障害児入所施 設（重症心身障害児）	1 (1)	2 (2)	2 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	6 (5)
小計	50 (9)	26 (8)	28 (12)	9 (4)	19 (13)	2 (0)	134 (46)
計	178	97	133	48	52	6	514

※（ ）は内数で、契約入所人数です。

Ⅲ 相談種別別対応件数等の状況

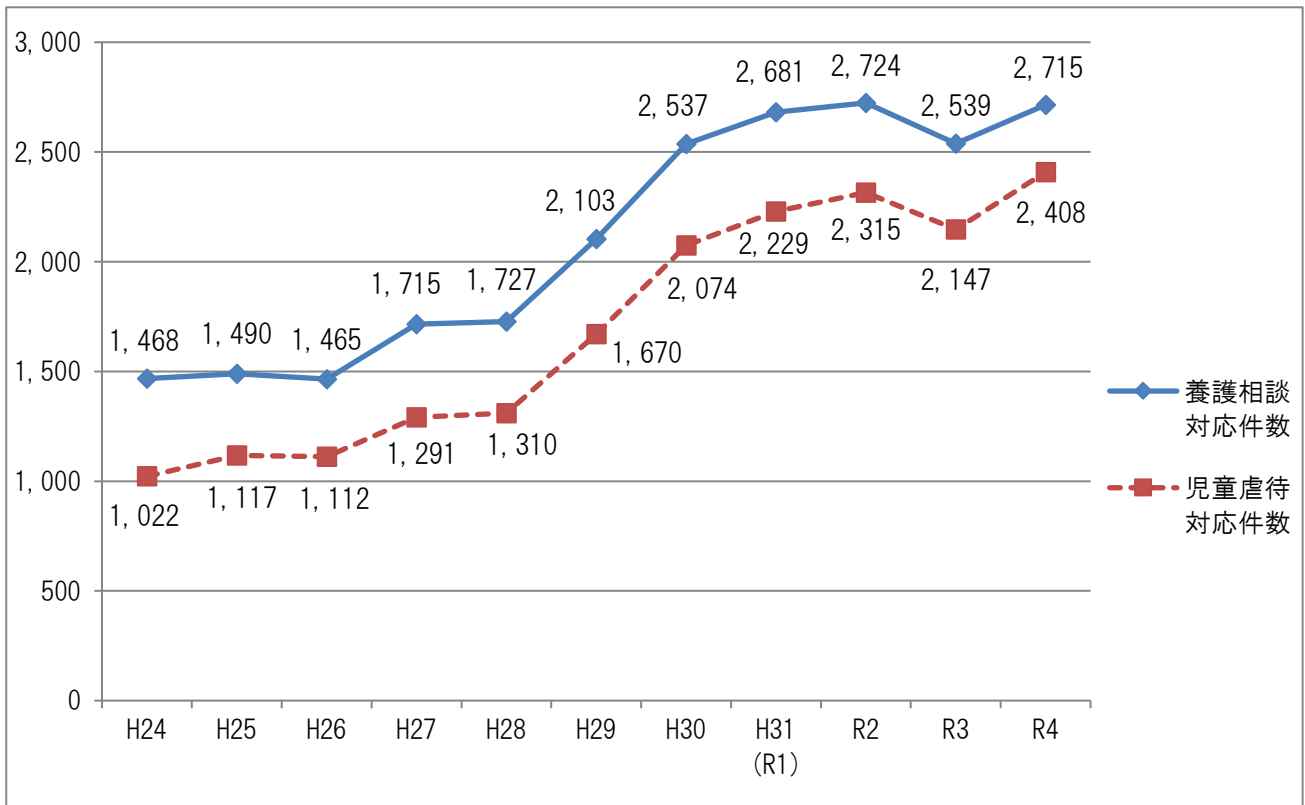
1 養護相談の状況

(1) 養護理由別対応件数

単位：件

理由 対応	家出・失踪	死 亡	離 婚	傷病・入院	家族環境		そ の 他	計	
					虐 待	そ の 他			
施設入所	0	2	1	6	73	31	2	115	
里親委託	0	6	0	0	8	13	1	28	
面接指導	9	1	6	22	2,201	164	20	2,423	
その他	3	2	0	0	126	17	1	149	
計	12	11	7	28	2,408	225	24	2,715	
構成比(%)	0.4	0.4	0.3	1.0	88.7	8.3	0.9	100.0	
過去の 相談 件数 (年度別)	R3	5	6	0	69	2,147	289	23	2,539
	R2	7	8	2	45	2,315	337	10	2,724
	H31 (R1)	14	5	0	39	2,229	370	24	2,681
	H30	21	10	0	46	2,074	369	17	2,537
	H29	16	16	4	35	1,670	344	18	2,103
	H28	11	3	4	56	1,310	331	12	1,727
	H27	21	12	12	45	1,291	316	18	1,715
	H26	14	5	1	40	1,112	284	9	1,465
	H25	6	4	4	37	1,117	311	11	1,490
H24	9	6	11	22	1,022	366	32	1,468	

養護相談対応件数の推移



養護相談対応件数及び児童虐待相談対応件数は、近年増加傾向にあったところ前年度は7年ぶりに減少しましたが、再び増加に転じました。養護相談対応は2,715件と過去2番目に多く、児童虐待対応は2,408件と過去最多件数を更新しました。

令和4年度は、養護相談対応2,715件のうち、児童虐待対応が2,408件と約89%を占めています。

(2) 虐待相談の対応状況

表1 相談対応件数の年次推移

単位：件

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
全国	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,659	集計中
三重県	1,117	1,112	1,291	1,310	1,670	2,074	2,229	2,315	2,147	2,408

注) 令和3年度の全国の件数は速報値です。

表2 相談の経路

単位：件

経路 件数	県 の 機 関	市 町 の 機 関	児 施 童 福 祉 等	警 察 等	保 医 療 機 関 所	学 校 等	里 親	児 童 委 員	家 族		親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
									虐 待 者	虐 以 待 者 外					
相談件数	131	714	55	733	55	200	0	0	69	64	34	280	38	35	2,408
構成比(%)	5.4	29.7	2.3	30.4	2.3	8.3	0.0	0.0	2.9	2.7	1.4	11.6	1.6	1.5	100.0

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

表3 主な虐待者

単位：件

虐待者 件数	実 父	実 母	実父以外 の父 親	実母以外 の母 親	そ の 他	計
相談件数	1,071	1,135	127	24	51	2,408
構成比(%)	44.5	47.1	5.3	1.0	2.1	100.0

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

表4 被虐待児の年齢内訳

単位：件

被虐待児 件数	0～3歳 未 満	3歳～学 齡 前 児 童	小 学 生	中 学 生	高 校 生 そ の 他	計
相談件数	424	626	850	351	157	2,408
構成比(%)	17.6	26.0	35.3	14.6	6.5	100.0

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

表5 主な虐待種別

単位：件

種 別 件数	身 体 的 虐 待	性 的 虐 待	養 育 の 拒 否 怠 慢 (ネ グ レ ク ト)	心 理 的 虐 待	計
相談件数	721	49	467	1,171	2,408
構成比(%)	30.0	2.0	19.4	48.6	100.0

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

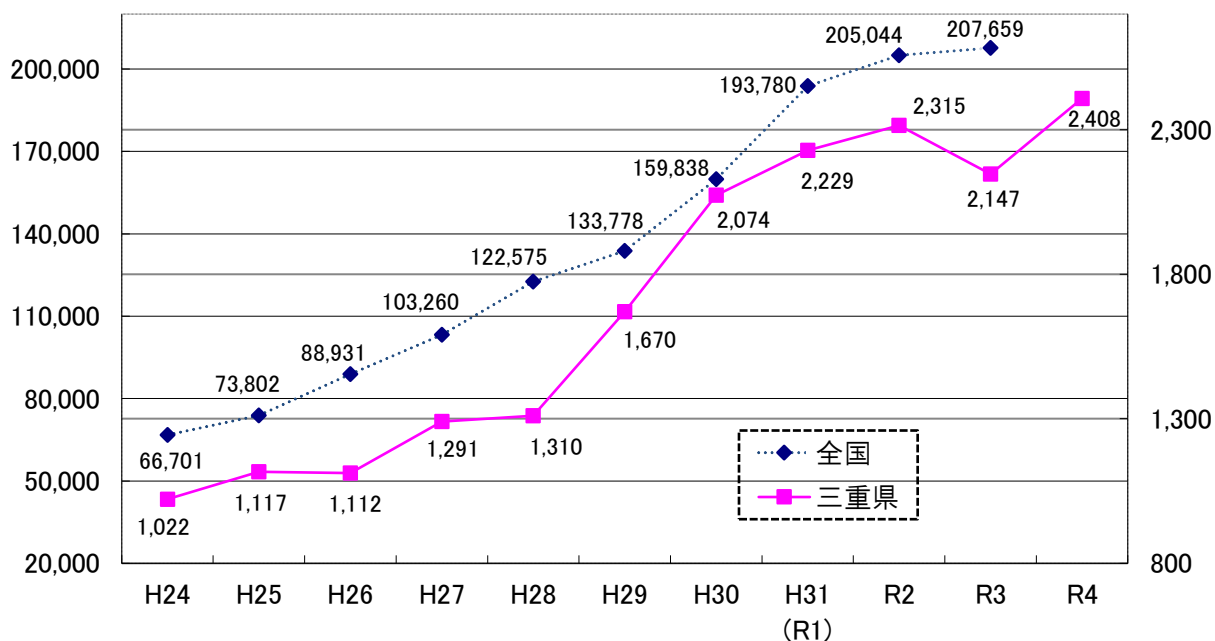
表6 相談対応内訳

単位：件

対 応 件 数	児 童 福 祉 施 設 入 所	里 親 委 託	面 接 指 導	そ の 他	計
相談件数	74	8	2,201	125	2,408
構成比(%)	3.1	0.3	91.4	5.2	100.0

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

児童虐待相談対応件数の推移

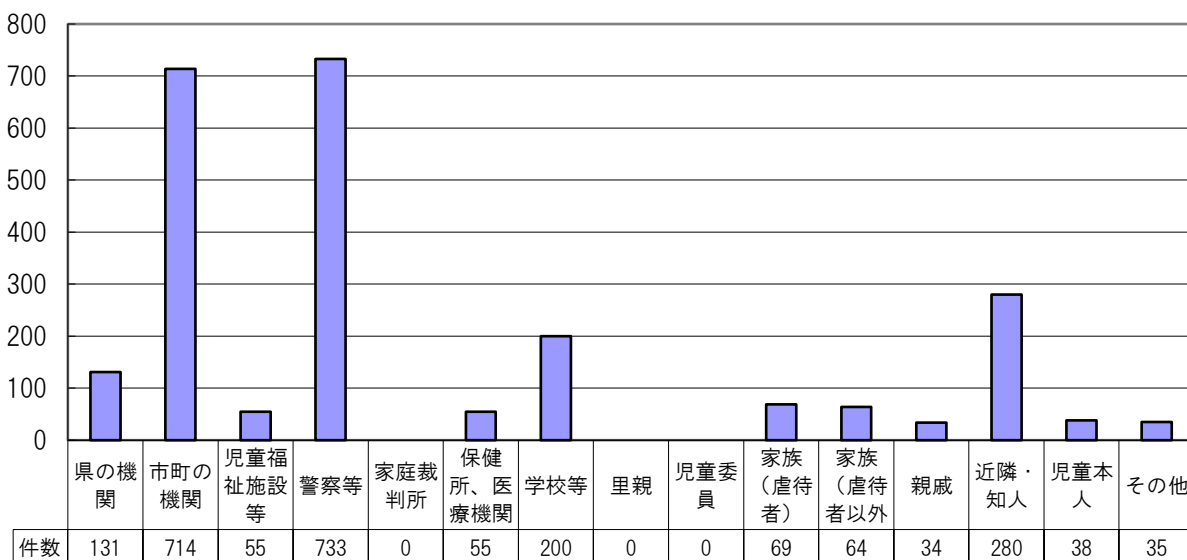


児童虐待の防止に対する地域社会の関心が高まっていることを背景に、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加の一途にあります。

三重県における児童虐待相談対応件数は、近年増加傾向にあったところ前年度は7年ぶりに減少しましたが、再び増加に転じました。2,408件と前年度比約12.2%の増加となり、過去最多件数を更新しました。

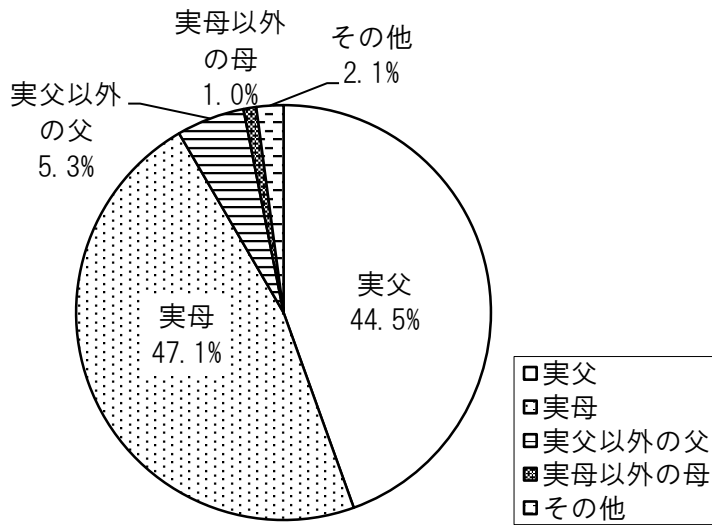
注) 令和4年度の全国の件数は集計中です。

虐待相談の経路



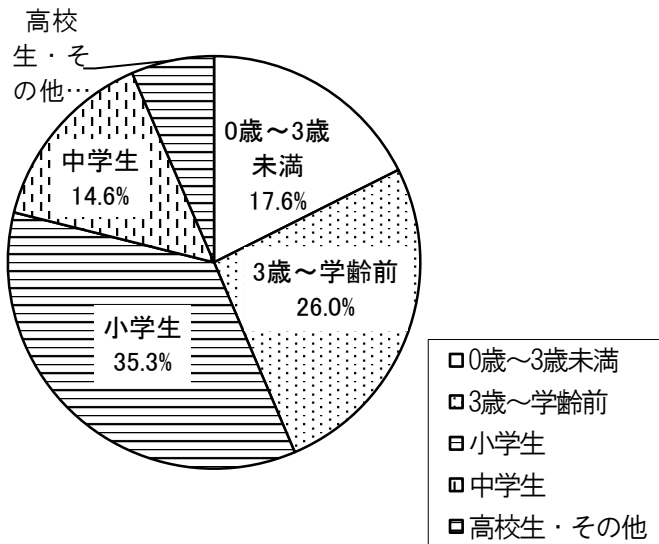
児童虐待相談の経路は、多い順に、①警察等、②市町の機関、③近隣・知人となっています。今回、警察等（前年度比86件増）や市町の機関（同118件増）からの相談件数は大きく増加しましたが、近隣・知人からの相談は減少（同22件減）しました。

□主な虐待者



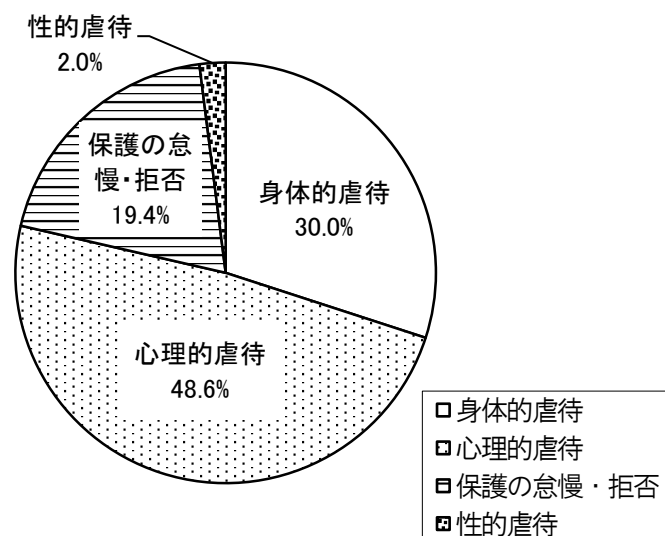
実母が約 47%と最も多く、次いで実父が約 45%となり、実の父母による虐待が9割以上を占めています。

□被虐待児の年齢



小学生が約 35%と最も多く、次いで3歳～学齢前が約 26%、次いで0歳～3歳未満が約 18%となっています。学齢前の子どもが全体の約 44%を占めています。

□虐待種別



心理的虐待が約 49%と最も多く、次いで身体的虐待が約 30%となっています。
心理的虐待のうち、半数以上は、面前DV（子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力を目撃する）が占めています。

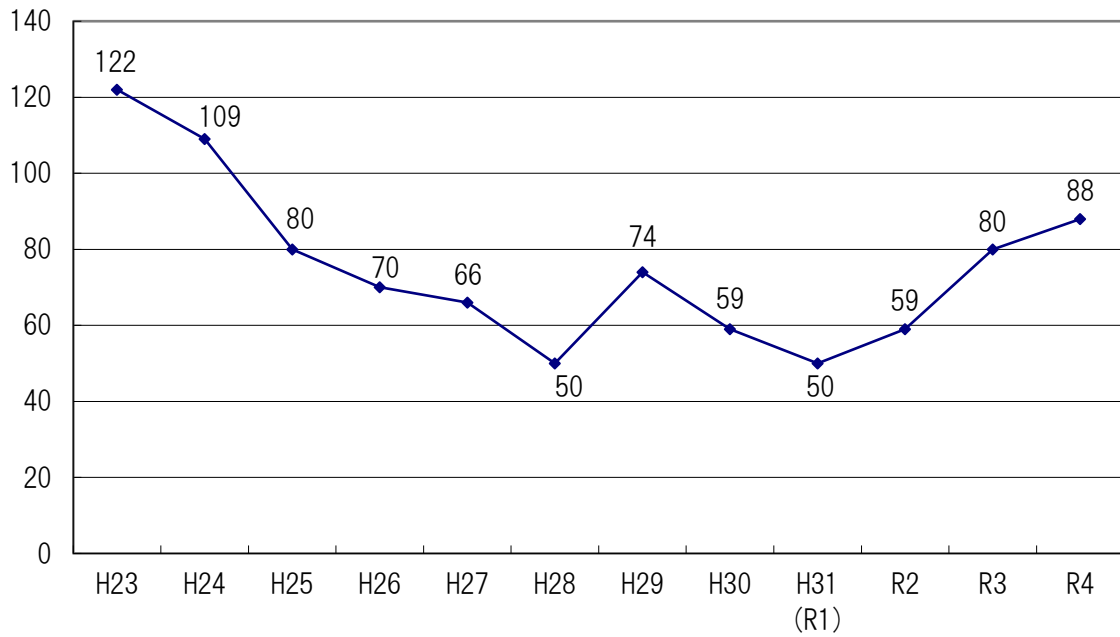
2 非行関係相談の状況

(1) ぐ犯、触法行為別・年齢別受付件数

単位：件

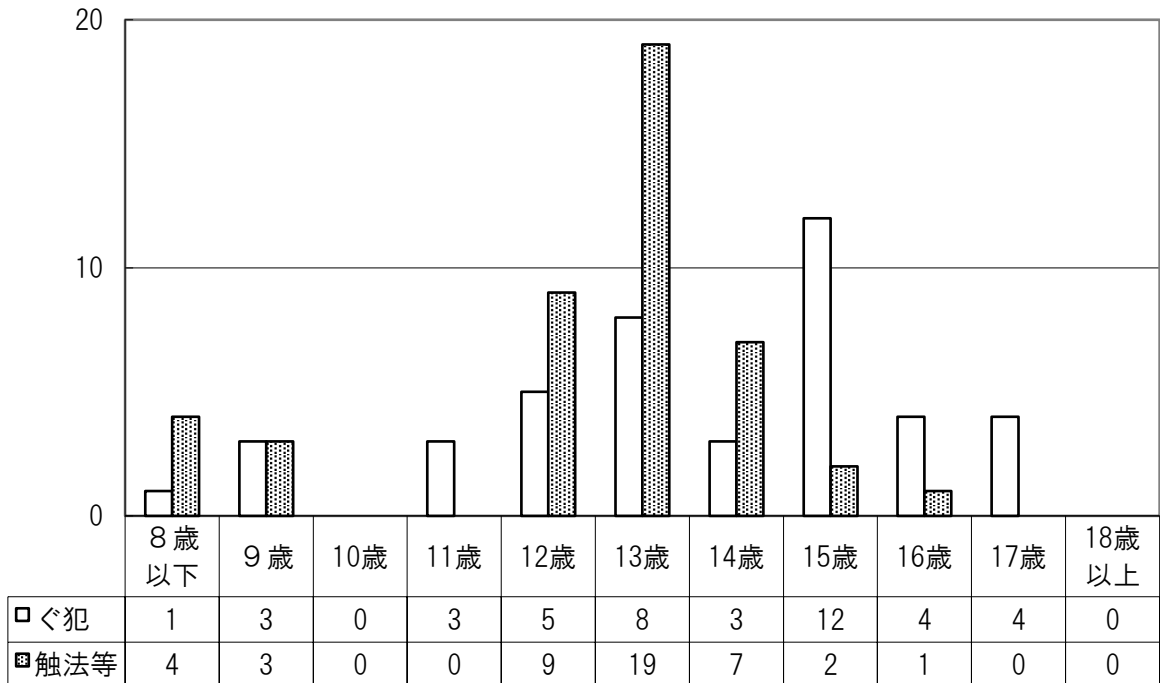
相談所別	種別	年齢													合計
		6歳以下	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	
北勢	ぐ犯	0	1	0	1	0	2	3	2	1	4	1	0	0	15
	触法等	0	3	1	2	0	0	5	9	3	1	0	0	0	24
鈴鹿	ぐ犯	0	0	0	1	0	0	0	4	0	4	2	3	0	14
	触法等	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	4
中勢	ぐ犯	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	4
	触法等	0	0	0	0	0	0	0	5	1	1	1	0	0	8
南志勢摩	ぐ犯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	3
	触法等	0	0	0	0	0	0	2	3	1	0	0	0	0	6
伊賀	ぐ犯	0	0	0	1	0	1	2	0	1	0	1	0	0	6
	触法等	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
紀州	ぐ犯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	触法等	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
計	ぐ犯	0	1	0	3	0	3	5	8	3	12	4	4	0	43
	触法等	0	3	1	3	0	0	9	19	7	2	1	0	0	45

非行相談受付件数の推移



県内児童相談所への相談通告件数は、平成21年度をピークに減少傾向にありましたが、令和2年度からは上昇に転じています。

年齢別非行相談



触法等の相談の低年齢化がみられます。

3 不登校相談の状況

(1) 年度別・学年別受付件数

単位：件

区分	保育所 幼稚園	小学校						中学校			高校等	計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年		
北勢	0	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	4
鈴鹿	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	3
中勢	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	4
南勢志摩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
紀州	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
計	0	0	2	1	3	0	2	3	2	0	1	14
構成比(%)	0.0	0.0	14.3	7.1	21.4	0.0	14.3	21.4	14.3	0.0	7.1	100.0

過去の相談件数

年度別		過去の相談件数											
		北勢	鈴鹿	中勢	南勢志摩	伊賀	紀州	計	構成比(%)				
年度別	R3	0	0	2	0	2	2	1	5	2	0	1	15
	R2	0	0	0	1	0	3	3	5	2	0	1	15
	H31(R1)	0	1	1	0	1	1	3	2	1	3	1	14
	H30	1	1	1	1	4	1	6	4	3	0	1	23
	H29	1	2	2	1	2	0	2	7	8	0	1	26
	H28	1	2	3	1	1	2	6	11	6	5	4	42
	H27	0	1	2	3	5	1	3	11	6	1	2	35
	H26	0	0	0	0	1	2	2	5	12	4	3	27
	H25	0	0	0	1	1	1	2	4	7	7	1	21
	H24	0	1	2	1	2	4	8	8	9	1	4	40
	H23	0	0	0	1	2	2	1	5	12	8	1	32

(2) 児童相談所別対応件数

単位：件

対応	児相	相談所別							構成比(%)
		北勢	鈴鹿	中勢	南勢志摩	伊賀	紀州	計	
面接指導	助言指導	4	2	3	0	0	2	11	78.6
	継続指導	0	1	1	0	0	0	2	14.3
	他機関へ斡旋紹介	0	0	0	0	0	0	0	0.0
児童福祉施設入所		0	0	0	0	0	0	0	0.0
障害児施設等への利用契約		0	0	0	0	0	0	0	0.0
その他		0	0	0	0	1	0	1	7.1
合計		4	3	4	0	1	2	14	100.0

IV 里親の状況

1 児童相談所別里親登録数

単位：組

区分 児相別	令和4年3月 末現在	年度中 新規登録	年度中 登録取消	令和5年3月 末現在
北勢	126	14	7	133
鈴鹿	43	6	2	47
中勢	79	9	9	79
南勢志摩	27	3	1	29
伊賀	56	4	2	58
紀州	25	0	0	25
計	356	36	21	371

2 委託児童数

(1) 児童相談所別委託児童数（令和4年度末現在）

単位：人

年齢別 委託児相別	0歳	1歳～ 6歳	7歳～ 12歳	13歳～ 15歳	16歳以上	計
北勢	1	10	22	6	9	48
鈴鹿	1	5	8	4	3	21
中勢	3	16	6	4	1	30
南勢志摩	0	1	0	5	1	7
伊賀	0	1	3	4	5	13
紀州	0	1	0	1	4	6
計	5	34	39	24	23	125

(2) 年度別里親登録数、委託児童数（各年度末現在）

年度	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4
里親登録数	262	234	265	302	322	356	371
委託児童数	105	118	122	129	127	133	125

3 里親委託率（令和5年3月31日現在）

上記以外に、6か所のファミリーホームに19人の児童を委託中です。

里親・ファミリーホーム委託児童数 144 (125+19)

$$\text{里親委託率} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{児童養護施設措置、乳児院措置、里親・ファミリーホーム委託児童数}} \times 100 = 30.1\%$$

$$\frac{144}{478 (302 + 32 + 125 + 19)}$$

※ 「三重県社会的養育推進計画」（令和2年3月策定）では、令和11年度までに里親委託率を45.0%（就学前60.0%、学齢期以降40.0%）に引き上げることを目標とし、委託率向上に努めています。

V 青少年健全育成

1 立入調査実施状況

単位：件

		北勢管内			中勢管内		南勢志摩管内	伊賀管内	紀州管内		合計
		桑員	三泗	鈴亀	津	松阪	南勢志摩	伊賀名張	尾鷲	熊野	
立入対象店舗数		173	331	221	250	198	208	153	30	28	1,592
業種	興行場	2	2	1	2	2	1				10
	図書類取扱店	14	17	11	10	10	12	14	4	3	95
	携帯電話等販売店	25	40	24	38	24	25	17	7	4	204
	がん具・刃物		5	4	5	5	11	4		1	35
	カラオケ	2	9	5	7	6	4	4	1	1	39
	薬局薬店	32	67	48	56	47	39	33	5	4	331
	コンビニ	90	165	110	114	93	97	69	10	12	760
	ネットカフェ マンガ喫茶	2	9	4	3	2	3				23
その他	6	17	14	15	9	16	12	3	3	95	
立入調査 延べ人数		35	144	88	266	152	243	71	14	19	1,032
立入調査 延べ店数		217	409	271	299	243	256	196	30	33	1,954
立入調査 実施店数		173	331	221	250	198	208	153	30	28	1,592
実施率(%) (実施店/現在店)		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

※ただし、立入調査の実施店舗数には文書送付分を含む

2 協力店舗状況（立入対象店舗の内子どもの利用の多い店舗）

単位：件

	北勢管内			中勢管内		南勢志摩管内	伊賀管内	紀州管内		合計
	桑員	三泗	鈴亀	津	松阪	南勢志摩	伊賀名張	尾鷲	熊野	
対象店舗数	108	200	130	134	111	116	87	15	16	917
協力店運動登録数	106	200	130	134	111	116	87	15	16	915
協力店割合(%)	98.1	100	100	100	100	100	100	100	100	99.8

※注 立入対象店舗の内子どもの利用の多い店舗 … 図書取扱店、カラオケ、コンビニ、ネットカフェ

< 参考 >

三重県児童福祉施設一覧表

(令和5年4月1日現在)

< 参考 >

三重県児童福祉施設一覧表

乳児院

番号	施設名	所在地	定員	電話番号	郵便番号
1	乳児院ましろ	津市垂水 1300-30	10	(059)228-3920	514-0821
2	エスペランス四日市	四日市市大字泊村 954	25 【さら6】	(059)346-1371	510-0894
3	里山学院乳児院	津市河芸町影重 1162	10	(059)253-3780	510-0307

※ 【 】は、一時保護実施特別加算の名称、定員（外数）を示す。

児童養護施設

1	みどり自由学園	津市乙部 33-5	30 (6) 【みらい4】	(059)226-3022	514-0016
2	聖マッテヤ子供の家	津市産品 732-1	24 (6)	(059)237-5984	514-0076
3	エスペランス四日市	四日市市大字泊村 954	50 (6) (6)	(059)346-1371	510-0894
4	いせ子どもの家	伊勢市吹上二丁目 5-41	24	(0596)28-2678	516-0073
5	天理教三重互助園	伊勢市倭町 30-1	18 (6) (6)	(0596)63-6200	516-0032
6	名張養護学園	名張市朝日町 1263-3	30 (6) 【「のぞみ」4】	(0595)63-0717	518-0721
7	里山学院	津市河芸町影重 1162	30 (4)	(059)245-0116	510-0307
8	鈴鹿里山学院	鈴鹿市上箕田一丁目 6-2	30 【大樹6】	(059)381-6021	513-0056
9	真盛学園	津市安濃町今徳 247	30 (6)	(059)268-2121	514-2313
10	児童養護施設なないろ	津市垂水 1300-30	30	(059)228-3920	514-0821
11	エスペランス桑名	桑名市長島町西外面 1070	30	(0594)41-1515	511-1143

※ ()は、地域小規模養護施設の定員（外数）を示す。

※ 【 】は、一時保護実施特別加算の名称、定員（外数）を示す。

福祉型障害児入所施設（知的障害児）

1	障害児入所施設 聖母の家	四日市市波木町 398-1	児者 30	(059) 321-2855	510-0961
2	三重県いなば園 くすのき寮	津市稲葉町 3989	児者 30	(059) 252-1780	514-1252
3	三重済美学院	伊勢市辻久留 3-17-5	30	(0596) 22-3212	516-0066
4	こどもライフサポート センター はーと	名張市美旗中村 2326	20	(0595) 65-3787	518-0615

医療型障害児入所施設（自閉症児・肢体不自由児）

1	三重県立子ども心身 発達医療センター	津市大里窪田町 340-5	自閉症児 56 肢体 不自由児 30	(059) 253-2000	514-0125
---	-----------------------	---------------	--------------------------------	----------------	----------

医療型障害児入所施設（重症心身障害児）

1	独立行政法人 国立病院機構鈴鹿病院※	鈴鹿市加佐登三丁目 2-1	児者 120	(059) 378-1321	513-8501
2	独立行政法人 国立病院機構三重病院※	津市大里窪田町 357	児者 50	(059) 232-2531	514-0125
3	済生会明和病院 なでしこ障害児入所施設	多気郡明和町上野 435	児者 8	(0596) 52-0131	515-0312

※ 指定発達支援医療機関

児童自立支援施設

1	三重県立国児学園	津市栗真町屋町 524	23	(059) 232-2598	514-0102
---	----------	-------------	----	----------------	----------

児童心理治療施設

1	児童心理療育施設 悠（はるか）	桑名市長島町横満蔵 字長徳 568-3	入所 30 通所 10	(0594) 45-8085	511-1133
---	--------------------	------------------------	----------------------	----------------	----------

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

1	自立援助ホーム つばさ	桑名市長島町押付小六 530-5 マンションビクトル 3-3	6	(0594) 42-4430	511-1113
2	自立援助ホーム 東の川南荘	鈴鹿市江島本町 18-30	9	(059) 324-2339	510-0234

小規模住居型児童養育事業

1	ファミリーホーム 絆	伊賀市伊勢路 6-1	6	(0595)52-0409	518-0205
2	ファミリーホーム 「名張」	名張市桔梗が丘五番町 9-35	6	(0595)42-8525	518-0625
3	さかもとホーム	津市南ヶ丘一丁目 18-4	5	(059)253-1255	514-0822
4	ファミリーユ	四日市市桜新町 2-92-4	6	(059)324-3079	512-1215
5	奈良ファミリーホーム	津市藤方 2204	5	(059)225-0588	514-0815
6	n i k o n i k o	四日市市采女町 3192	6	(059)390-1749	510-0954

児童家庭支援センター

1	児童家庭支援センター ま お	四日市市泊村 1050-76	-	(059)340-0022	510-0894
2	児童家庭支援センター 「あかり」	名張市朝日町 1263-3	-	(0595)42-8331	518-0721
3	児童家庭支援センター たるみ	津市垂水 1300-30	-	090-1744-2960	514-0821
4	児童家庭支援センター わかぎ	伊勢市倭町 30-1	-	(0596)63-6205	516-0032
5	児童家庭支援センター みだ	鈴鹿市上箕田一丁目 6-3	-	(059)373-6025	513-0056
6	児童家庭支援センター きしゅう	南牟婁郡御浜町 下市木 2950-3	-	(05979)2-1800	519-5203

令和5年度

児 童 相 談 所 の 状 況

(令和4年度実績)

編集発行 三重県児童相談センター

〒514-0113

津市一身田大古曾694-1

電 話 059-231-5902

F A X 059-231-5904